

会費及び入会金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条の規定に基づき本会の入会金及び会費に関する事項を定める。

(会費)

第2条 会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 (年額) 12,600 円
- (2) 準会員 (年額) 9,600 円
- (3) 賛助会員の会費は別途定める。

2 会費は、前納するものとする。ただし事情によっては分割納入を認める。

3 正会員及び準会員として、年度の中で入会した者は、当該年度において入会した月から月額により算定した額を会費とする。

(入会金)

第3条 入会金は次のとおりとする。但し、賛助会員は除く。

- (1) 正会員 3,000 円
- (2) 準会員 3,000 円

2 準会員から正会員になろうとする者は、新たに入会金の納入を要しない。

附則

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

一般社団法人 石川県建築士会 名誉会員に関する規程

第1条 名誉会員は、定款第6条に定める他、正会員として40年以上在籍し、年齢80歳以上の者とする。

第2条 名誉会員は、本人の希望により公益社団法人日本建築士会連合会発行の会誌「建築士」の配布を受けることができる。ただし、必要な費用は本人が負担する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

役員の報酬に関する規程

定款第30条第1項に定める役員の報酬等の支給の基準は 最低賃金法に定める金額を基準とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。